

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年7月27日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 その他 : 16 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	制御棒・燃料サポート取り外し装置の組立(つかみ具、グリッドガイド)作業において、グリッドガイドを立て起こした際後方に傾き、同ガイド先端が床面に接触し先端部(ワイヤガイド)を破損させたため、対応検討。	G	
2	1号機	原子炉格納容器調気系パーシケ素ガスの圧力調節器及び温度調節器用豆ゲージ点検時、計器精度外が認められたため、当該豆ゲージを交換。	G	
3	1号機	主蒸気内側隔離弁(C)コントロールパネルの漏えい確認時、ピストン排気ポート及び排気口に空気漏れが認められたため、当該パネルを点検補修。	G	
4	1号機	原子炉給水ポンプ用タービン(A)ターニング装置用フレキシブル電線管において、不良(つぶれ)が認められたため、当該電線管を交換。	G	
5	1号機	タービン建屋1階復水器室抽気系配管において、検査用検出器取付座部に保温材の外れが認められたため、当該保温材を取付。	G	
6	1号機	主タービン電気油圧式制御装置サーボ弁(制御油調節弁)点検時、特性不良が認められたため、当該サーボ弁を交換。	G	
7	1号機	原子炉給水ポンプ用タービン(B)低圧蒸気加減弁(#3)点検時、機構部品(ユニボール)取付ピンに摩耗が認められたため、当該ピンを交換。	G	
8	1号機	低圧蒸気タービン(A)内部車室下半浸透探傷検査時、溶接線に指示模様(線状、円形状)が認められたため、当該部を補修。	G	
9	1号機	低圧蒸気タービン(B)の内部車室下半部点検時、各部(リップ部、溶接部等)に浸食が認められたため、当該浸食部を補修。	G	
10	1号機	主変圧器の外観点検時、銘板の取付ビス部に破損(1箇所)が認められたため、当該銘板を交換。	G	
11	1号機	原子炉冷却材浄化系パーシケライン安全弁(B)点検時、弁体に浸食(エロージョン)が認められたため、当該弁体を交換。	G	
12	1号機	主復水器(B)渦流探傷検査時、伝熱管1本に不良(特異信号)が認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取付。	G	
13	1号機	低圧蒸気タービン(A)の内部車室下半部点検時、各部(リップ部、溶接部等)に浸食が認められたため、当該浸食部を補修。	G	
14	2号機	主タービン電気油圧式制御装置補助油ポンプ(A)サクシヨンストレーナ指示計において、指示計固定部の緩みにより指示の切り替わり(正常 バイパス)が認められたため、対応検討。	G	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	4号機	非常用ガス処理装置(A)入口流量計において、指示値不良(停止時指示値有り)が認められたため、当該計器を点検。	G	
16	4号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ(A)グリスアップ時、廃油口の締め付けボルトに固着が認められたため、当該ボルトを交換。	G	